

# 特集 男女共同参画社会の実現に向けて

## 男女共生プラン(改訂版)ができました

私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化、国際化、情報化が進むなど、大きく変化しています。このような中で真に豊かな社会を築いていくためには、一人ひとりが個性を發揮できること、さまざまな生き方を互いに認め合うことが大切です。今回は、男性と女性がお互いを尊重し合って暮らし、真の豊かさを実感できるような社会にするために生まれ変わった「男女共生プラン(改訂版)」をご紹介します。

### ○これまでの国・県の動き

1975年(昭和50年)の「国際婦人年」以降、日本は国連の動きと連動しながら男女共同参画社会の実現に向け、法律や制度を整備してきました。最近では平成11年4月に改正男女雇用機会均等法<sup>ひとと</sup>が、そしてこの年の6月には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、埼玉県でも平成12年4月に「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。

### ○狭山市のこれまでの取り組み

平成7年3月に男女共生プラン<sup>ひとと</sup>と男いきいき暮らしをすすめる狭山の実現<sup>ひとと</sup>を策定し、それに沿った女性政策を進めてきました。しかし、策定から5年経って社会環境は大きく変化し、法律や条例が制定されるなど女性政

策を取り巻く背景も急速に変わってきました。そこで、これらの変化に適切に対応していくために、法律や条例などを踏まえ、新しい課題を整理して盛り込み、さらに私たちが暮らす街の地域性なども考慮しながらつくり上げたのが、この男女共生プラン(改訂版)なのです。

### ○社会的につくられた性差の枠組み

このように国や県、市で男女の平等のための法律などを制定するなど、社会制度の面ではかなり確立されてきました。しかし、社会の慣行や意識の中にはいまだに社会的につくられた性差の枠組みが残っています。この枠組みをどのように取り除いていったら良いのが、この男女共生プランに盛り込まれています。

### 「ご存じですか 女性問題に関する言葉」

#### ●ジェンダー・フリー

個人やグループ、社会の仕組みさらには社会全体が、社会的・文化的につくられた性別に縛られないことを言います。女らしさ、男らしさという固定化された性別役割から自由になるだけでなく、「女(男)はこうである」という性別のとらえ方自体を無効にすることです。

#### ●セクシュアル・ハラスメント

主に職場において、異性が不快に感じる言動をとることです。社会的にも関心や認識が高まっています。が、さまざまな事例があり広範囲にわたるため、男女間で認識に大きな差があると指摘されています。

#### ●メディアリテラシー

情報とその媒体(メディア)を主体的・客観的に読み解き、選択し、使いこなすこと、創造し発信する力を言います。また、そういう力を身に付けるために講座に参加するなどの取り組みも指します。



「男女共生プラン(改訂版)」の冊子は、市役所2階の市民活動支援課、行政資料室、中央図書館、狭山台図書館で閲覧できます。

●ドメスティック・バイオレンス  
夫や恋人などによる女性への暴力のことです。夫婦間のことは、私的なことや経済的な力関係、世間体などの理由でこれまであまり表面に出ませんでしたが、現在は関心が高まり、避難所や相談所といった制度・施設の充実などが望まれています。

#### ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性の身体と性に関する健康と、これに関する自己決定権のことを言います。自分の身体と性について、あるいは子どもを産むかどうかについて決めるのは自分自身であること、そして自己管理に必要なサービスや情報、手段を、一生を通して権利として保障するということです。

# 狭山市男女共生プラン(改訂版)の3つの推進目標

## 1 男女平等への意識確立

男女平等の意識を確立するために女性も男性も性差を超え個人として尊重し合うことが大切です。また、家庭や学校、地域社会などでの男女平等意識を確立するための教育や学習が必要です。

課題1 人権を尊重する意識の高揚

## 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

課題2 男女平等観にたった教育・学習の推進  
課題3 継続的学習を推進するための条件整備

今日、多くの女性が社会参加するようになりましたが、組織の方針や意思決定の場への参画はまだ少なく、多くは男性で占められているのが現状です。このようなことから、平等を基礎とした男女共同参画社会を実現するためには、女性が主体的積極的に参画の意思を示していくことが、それを受け入れる社会の体制づくりが両輪となって進んでいく必要があります。そして家庭や職場、地域、政治など、あらゆる場に女性と男性が共に参加、参画していかねければなりません。狭山市では、男女が社会の対等な構成員としての責任をそれぞれに担い、自らの意思でさまざまな分野に参画していくことで、多様な生き方が尊重される活力ある社会をつくりまします。

課題1 市政への女性参画の促進

課題2 地域社会活動への男女共同参画の促進



風呂掃除当番の特権は、何といっても一番風呂。今日は草津の湯にしよう。(写真はイメージ)

## 3 男女共生施策の推進体制の整備と充実

課題3 家庭における男女共同参画の促進  
課題4 職場への男女共同参画の促進  
課題5 男女共同参画社会の実現に向けた社会的基盤整備

男女共生施策を推進していくために、関連組織などと連携を強化しながら総合的に施策を展開していきまします。また、継続的に事業を展開するために、市民や企業との連携も図りながら、市民活動に必要な拠点づく

男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと(男女共同参画社会基本法第2条1号)  
参加と参画の違い：「参加」は仲間に加わること。「参画」は参加よりも積極的な場合に使われる。狭義には、企画や決定にかかわり、意見を反映させていくという意味

りも進めていきます。

課題1 男女共生施策の推進体制の充実

課題2 市民・企業・行政の女性政策への取り組みの連携を強化

女性も男性も対等で、一人ひとりの人権が尊重され、能力や個性を十分に生かして社会のあらゆる分野に主体的に参画できる社会、それが男女共同参画社会であり、その実現こそが、この男女共生プランの目指しているものです。

皆さんも、ぜひこの男女共生プランをご活用ください。

問い合わせ市民活動支援課へ内線 2514